

連載対談 キーパーソンに訊く重要テーマ

第8回 「公認会計士・監査審査会の役割」

公認会計士・監査審査会
会長
松井 隆幸

青山学院大学大学院
会計プロフェッション研究科
教授
町田 祥弘

1. ここが訊きたい

公認会計士・監査審査会(「審査会」)は、金融庁に属する機関であるが、その役割や活動内容は一般にはあまり理解されていないかもしれない。

一般によく知られている役割としては、公認会計士試験の実施が挙げられる。わが国の公認会計士試験は国家試験として実施されており、それを管轄するのが審査会である。

公認会計士試験については、近年、受験者の増加傾向が続いており、本年度は、1,544人(対前年比 88人増;最終合格率 7.6%)の合格者であった。

しかしながら、公認会計士資格に対する需要の高さの一方で、年2回の短答式試験の実施とその合格者による論文式試験の実施については、出題や採点を担う試験委員の体制等に大きな負担があるといわれている。加えて、今後サステナビリティ情報の開示が本格化し、それに対する保証も含めて制度化された際に、公認会計士試験はそれにどう対応するのかという問題もある。

また、公認会計士試験と並ぶ難関の国家試験である司法試験において、令和8年(2026年)からコンピュータ使用型試験(Computer Based Testing: CBT)を導入するとされている。すでにアメリカ公認会計士試験は、日本国内でもCBTによる受験が可能となっていることから、

わが国の公認会計士試験における対応も検討課題であろう。

審査会のもう一方の重要な役割として、監査法人及び公認会計士事務所(以下、監査事務所)の検査を行い、場合によっては懲戒処分等を金融庁に対して勧告するという「モニタリング」がある。このモニタリングの役割は、国際的にもアメリカの公開会社会計監視審議会(PCAOB)や英国の財務報告評議会(FRC)と同様に、「監査監督機関」と呼ばれる各国の機関が担っており、近年の監査規制において重要な位置づけとなっている。

このモニタリングに関しても、近年、わが国監査市場は、上場会社の監査の担い手が大手監査法人から中小監査法人へとシフトしてきていることが指摘されており、また、中小監査法人において監査の非違事例や品質管理にかかる問題事例が指摘されている。

今回の対談では、公認会計士・監査審査会という機関の役割や活動状況を改めて何うとともに、公認会計士試験の実施に伴う課題については、今後どのような対応を考えているのか、また、監査事務所のモニタリングに関しては、現在のわが国の監査市場の状況を踏まえて、どのような考え方を持っておられるのか(もっと直截に言えば、中小規模監査事務所の監査の品質は低いのか)——について訊いてみたい。

(町田 祥弘)

II. 対談

1. 背景

◆業務の概要とモニタリング

町田祥弘氏(以下、町田) 本日は、「公認会計士・監査審査会の役割」というテーマで、会長の松井さんにお越しいただきました。まずは、正直なところあまり一般に知られていない審査会が担っている業務の概要を教えてください。

松井隆幸氏(以下、松井) 審査会の業務は、公認会計士法に定められており、監査事務所等に対するモニタリング、公認会計士試験の実施、監査事務所に対する金融庁の処分の調査審議、各国の監査監督機関との連携、の大きく4つにわかれます。

このうちモニタリングですが、これは審査、報告徴収、検査を総称しています(図表1)。まずは①品質管理レビューの報告において、日本公認会計士協会(JICPA)が監査事務所に対して行った品質管理レビューの報告を受け、次の②で品質管理レビューが適切に行われているか、

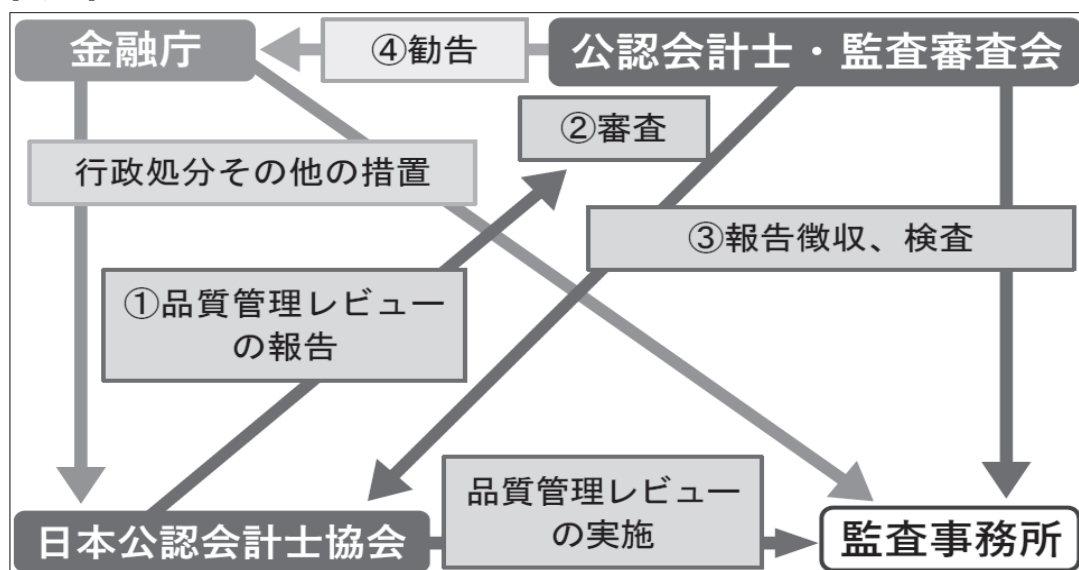
監査事務所の監査業務が適切かなどを審査します。審査の結果として、必要があると認める場合には③報告徴収、検査を行います。この検査の結果、④の行政処分等の措置を取るよう金融庁長官に勧告することがあります。

町田 監査事務所のモニタリングについては、2023年7月に「監査事務所等モニタリング基本方針」が改正されたということですが、具体的にどのような取組みが行われ、どのように変わっていくのでしょうか。

松井 まず、モニタリングは何のために行っているのかというと、監査事務所自らが監査品質の確保・向上に努める、これを継続的に促していくことが目的です。あくまでも監査品質を向上させなければならないのは監査事務所で、審査会はその取組みを促すためにモニタリングを行っています。

モニタリング基本方針の改正や基本方針に基づく今事務年度のモニタリング基本計画の策定の背景としては、上場会社監査の担い手が変化、拡大してきている点があります。また、品質管

【図表1】 監査事務所等のモニタリング



出所：公認会計士・監査審査会「令和5年版モニタリングレポート」(33頁)

理基準が改訂され、公認会計士法が改正されたので、その影響も考える必要があります。もちろん、前事務年度の検査や報告徴収の結果も踏まえて検討しなければなりません。

まず、検査以外のモニタリングとしては、報告徴収や品質管理レビューの審査、それ以外に監査事務所との対話などを行って、情報を収集、分析しています。例えば、中小規模監査事務所に対する報告徴収ですが、自主的な監査品質の確保・向上を促すため必要に応じてヒアリングを行っています。従来は検査部門のバックやミドルの方が担当していましたが、ヒアリングの実効性を高める目的で、検査官を同席させてヒアリングを行うようにしました。

それから、JICPAが実施する品質管理レビューのモニタリングです。公認会計士法が改正されて、品質管理レビューは、登録上場会社等監査人の適格性を判断する手段として重要な役割を担っていくこととなります。JICPAとは従来から様々な議論を行ってきましたが、それを今後より一層深めていきたいと考えているところです。その手段の1つとして、品質管理レビューの効果が本当にあったのかを審査会として検証しています。その結果を材料に、実務者レベルでの検討会を開催し、品質管理レビューの実効性を高めるよう促していきたいと考えています。

それから、監査事務所との対話でも、従来の大手監査法人や準大手監査法人に加えて、前事務年度から中小との対話も始めました。

町田 検査についてはいかがですか。

松井 監査事務所に対する検査では、今後、準大手に対する検査の頻度を従来の「原則3年に1度」から「原則2年に1度」に変更しました。中小についても、できるだけ幅広く検査を行っていききたいと考えています。

また、品質管理基準や監査基準の改訂に対し、

適切な対応がなされているかもしっかり確かめなければならないと思います。例えば、令和3年3月期決算から監査上の主要な検討事項(KAM)が導入されました。KAMの決定過程や監査上の対応等の記載内容についてしっかり検証します。すでに令和5事務年度版の「監査事務所検査結果事例集」(p.180)で紹介しているように、監査上の対応として記載されている監査手続が実施されていなかったといった不備が報告されています。制度の形骸化を防ぐには、監査事務所に、このような不備を生じさせないための対策を求める必要があります。

町田 審査会の検査と品質管理レビューの重複について伺います。法律の枠組みとしては、品質管理レビューを前提に、それを審査して報告書の入手後に検査する形です。ただ実際は、品質管理レビューに関係なく大手には原則、毎年検査が入っているとのことですし、法律上の立て付けと実際の運用は若干異なる部分もあるかと思っています。品質管理レビューと検査の役割分担について、どうお考えですか。

松井 一般論として、同じ法人に対して同様のことをするのであれば、効率性の観点から適切な役割分担を検討すべきといえると思います。JICPAと連携しつつ、検討する必要がある課題と認識しています。とはいえ、品質管理レビューは多くの監査事務所を網羅的にレビューするのに対し、検査は比較的少数の監査事務所についてじっくり時間をかけてより深く検証しています。また、実務上、大手の場合も品質管理レビューの結果を参照しており、品質管理レビューに関係なくというのは、少し違うと思います。

町田 大手・準大手の監査法人から出向している検査官のローテーション期間は多くが2年だと思っています。そこで検査官は、他の法人がどんなことをやっているのかを見て、出向期間終了

後に自分の監査法人の品質管理に役立てる、という目的外の行為になっているのではないかと批判もあると聞いています。その点はいかがでしょうか。

松井 検査官のローテーションは何年が適切かという議論はあると思いますし、個人的には2年だと短すぎると思っています。できれば3年はいって欲しいのが、正直なところです。

検査官の目線ですが、自分の法人に戻って役立てることがメインでは困ります。公正な立場で検査をしていただくことは必須です。

ただ、他の法人の良いところを知っていただいて、それを自分の法人に戻ってから役立てることは、全体の監査品質を上げていくことに繋がると思います。もちろん守秘義務がありますから、それを破ってもらっては困りますが、良いところを取り入れていくという意味では、これは決して悪いことではないと思います。

◆公認会計士試験

町田 審査会の業務のうち、試験について近年の動向はどのような状況でしょうか。

松井 公認会計士試験は、短答式試験と論文式試験の2段階で実施をしており、短答式試験は年2回で12月と5月、論文式試験は年1回で8月に実施をしています。令和5年の願書提出者は、2万317人でした。近年、増加傾向が続いており、私が審査会に来た平成28年は1万256人だったので、倍増しています。

願書提出者の増加要因として一番大きいのは、合格者の就職状況が大変良いところだと思います。特に20代前半で合格された方は、4大監査法人に採用していただける状況が続いています。それから、他の士業と比べてみると、監査法人は規模が大きく、育成の体制も比較的しっかりしていることも魅力に感じているのかもしれませんが、昔はよく、監査法人はブラック企業みたいな理解をされていましたが、近年、働き

方改革の影響もあって配慮されるようになっていきます。そうした点も学生にも伝わっていると感じます。

合格者数ですが、令和4年で1,456人、令和5年は1,544人でした。合格率は若干低くなってきている状況です。

近年の合格者の特徴は、若年化です。令和5年ですと、25歳未満が約65%で、平均年齢は24.5歳でした。職業を見ても、学生、専修学校・各種学校受講生が981人で全体の63.6%を占めます。また、近年は大体2割以上が女性です。

町田 受験者数が増えるとなると、採点などを行う試験委員の負担も大きくなると思います。この点については、どのような状況でしょうか。

松井 採点負担の面から言うと、試験委員の数を増やすことが直接的な対応策になります。ただ、試験委員としてふさわしい学識経験を有する方に就任の了解をいただき、正当なプロセス



まつい たかゆき
松井 隆幸氏

公認会計士・監査審査会 会長

1980年3月に千葉大学人文学部法経学科卒業。1985年3月には中央大学大学院商学研究科博士後期課程 満期退学。その後、拓殖大学商学部教授、大学院商学研究科教授を経て、2005年4月に青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授に就任。2015年4月には研究科長、翌年2016年4月には公認会計士・監査審査会委員(常勤)に就任。2022年4月より現職。

を経て推薦しなければなりませんから、なかなか急には増やせません。ですが、令和6年度からは若干、試験委員の数を増やすことで体制の充実を図っています。

町田 かつて公認会計士法改正の議論の中で、短答式試験を年1回にするという提案もあったと記憶しています。こちらはどうでしょうか。

松井 作問を担当する試験委員の負担もそうですが、事務局側の負担も大きいので、年1回にすることを検討したことはあります。ですが、内々に試験関係者の方のご意見を伺ったところ、反対意見が非常に強く、今のところ断念している状況です。

2. 現状と課題

◆CBTの導入

町田 司法試験において令和8年にもCBTが導入される方向性が打ち出されています。何より、コロナ禍において、短答式試験が1回中止されたのに対して、CBTで実施されているアメリカの公認会計士試験(USCPA)が実施されていたことは記憶に新しいところです。わが国の国家試験の一部が中止に追い込まれているのに、USCPAは日本国内で従前通りに実施されているという状況を見ると、個人的には、CBT導入は不可避だという印象を強く受けました。CBTの導入についてはどのようにお考えでしょうか。

松井 司法試験は筆記の記述量が大変多いと思います。これ自体が受験者にとって大きな負担となるわけですが、業務で手書きの書類を準備することがほとんどなく、実務と乖離しているという指摘があったと聞いています。採点作業の際に、手書きの文章で非常に字が読みにくいことも多々あり、採点の負担も重くなっていくので、導入に至ったようです。

公認会計士試験の記述量は司法試験に比べ

ば少ないですが、それでもかなりの文字を書きます。電子監査調査が一般化しているので、公認会計士も実務上、手書きの書類を作る機会はありませんように思います。そうすると筆記試験は実務と乖離していると考えています。

現時点で具体的な検討を行っているわけではありませんが、CBT化は今後の論点になると思っています。

町田 仰るように、司法試験が考えているCBTとグローバルに行われているCBTは少し違うように感じます。USCPAのCBTは、パソコンに向かってテストを行う。しかも3ヶ月に1度は受験ができる。これを実現するためには問題のプールがあって、その中からパソコン上にアトランダムに出題され、回答結果は、自動的に採点に反映されます。

わが国の公認会計士試験でいえば、少なくとも短答式試験は選択式の解答によるマークシート方式なので、CBTを導入するには好都合ではありませんか。そしてできれば、何度でも受験して、一定の知識が備わっていると認められた受験生が論文式試験に臨む、ということも考えられるかと思いますが。

松井 個人的な意見ですが、私共も、まずは司法試験と同様の目的でのCBT化を検討することから始めることになると考えています。USCPAと同様のCBT化となると、問題のプールが相当数なければなりません。そのための体制構築を考える必要があります。加えて、パソコンルームを全国各地に持ち、その運営方法なども検討する必要があるでしょう。「すぐに」というのはなかなか厳しいと思います。

◆中小の監査品質

町田 次に、モニタリングについて伺います。一昨年度、公認会計士法の改正の議論があったときに、金融庁作成の事務局資料では、再三にわたって審査会の資料が引用されていました。

つまり、中小に対する審査会検査による指摘事例が挙げられていて、あたかも審査会が中小の監査品質が低いということを指摘して、それを踏まえて公認会計士法改正の議論が進んでいったかのような印象さえ受けました。

モニタリングレポートに記載した範囲で構いませんけれども、実際に、中小の監査の質は低いのでしょうか。

松井 モニタリングレポートで示している総合評価の分布(図表2)の通り、中小は大手や準大手と比べると総合評価が低い事務所が多いのは事実です。

ただ、中小を検査するといった場合は、品質管理レビューの結果を踏まえて、特に問題がありそうな事務所に検査に入っている面もあると思います。したがって、この結果だけをもって中小の質が低いといったことは一概には言えません。

ですが、監査は品質管理体制が有効に機能していないと、低い品質の監査をすることになるので、監査の失敗につながる可能性は高くなります。中小における監査品質を維持するためには、品質管理体制の充実を求めていくことが非常に重要です。

◆準大手の検査頻度の変更について

町田 先ほど、新たなモニタリング基本方針と

して、準大手について検査の頻度を上げることにした話がありました。

これは、これまでの方針からの転換だと思えます。従来は、大手については原則毎年で、監査法人に出向いての検査は隔年、準大手については3年に1度、中小については品質管理レビューに基づいて「必要に応じて」という状況でした。このうち、準大手を2年に1度に頻度を高めたのはなぜでしょう。

松井 一つは最近の監査を引き受ける側である会計監査人の監査契約の新規締結及び異動の状況を見てみると、大手から準大手、中小に異動しています。言ってみれば、準大手の資本市場における役割に対する期待が高まっていると言えます。そこで、準大手に対する検査の頻度を上げて、適時適切に改善を促す体制を取っていきたいといった狙いがあります。

それから個人的な意見になりますが、やはり準大手から大手に比肩する監査法人が出てきて欲しいといった思いがあります。大手と同水準の監査品質を有する法人が出てくると、これは被監査会社にとって選択肢が広がります。

現状、大手は4つしかありません。5つ、6つと増えてくると、法人間の競争も生まれてくるので、資本市場にとっても良いのではないかと思います。そこで準大手に対して検査の頻度

【図表2】2016～2022事務年度の検査における総合評価の状況(単位：事務所数)

区分(総合評価)	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる(総合評価：1)	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)	4	—	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価：3)	—	4	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価：4)	—	1	8
著しく不当なものと認められる(総合評価：5)	—	—	10

(注1)平成28事務年度から令和4事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所。

(注2)当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

出所：公認会計士・監査審査会「令和5年版モニタリングレポート」(46頁)

を上げることによって、監査品質の向上をより一層促していきたいと考えています。

◆公認会計士法改正の影響

町田 基本的に審査会は、監査事務所の品質管理の問題を扱うため、例えば、監査事務所を処分する際も、品質管理に対する勧告を審査会が金融庁長官に出して、最終的な処分は金融庁が行う体制でした。

例えば、東芝の時に一緒になって審査会が検査に入っているにしても、審査会は名目上、品質管理の部分についてチェックしていました。今回、公認会計士法が改正されたことで、少し色彩が変わってきたと思いますが、この点について説明していただけますか。

松井 公認会計士法が改正され、審査会に委任される検査権限を監査事務所等の業務の運営状況に限定していた縛りがなくなったと言う方が正確のように思います。

その縛りがなくなったので、検査に入ったとき、個別監査業務の検査に際し、虚偽表示があって、監査も適切に行われていないのではないかという疑念が生じた場合、その立証もできるようになりました。

町田 検証は非違事例が明らかになった後に行うのでしょうか。

松井 検査の目的やプロセスが現状から変わるわけではありません。探しに行くのではなく、検査に入ったときに問題となる案件があれば検証します。従来であれば金融庁企画市場局企業開示課が行っていた業務ですが、審査会が行うという形になります。公認会計士法が改正されてまだ日が経っていないので、現状は直接的に扱う案件は出てきていません。

◆監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)

町田 審査会は、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の創設メンバーであり、わが国において金融に関する国際機関の初めての常設事務所

として東京にIFIARの事務局を設置しています。

そうした中、来年(2024年)には、7年ぶりに日本において、IFIARの本会合が大阪で開催される予定となっています。コロナ禍を経て、やや大きな節目となるタイミングかと思うのですが、今回のIFIARの会合ではいったい何をテーマとして考えておられるのでしょうか。

松井 審査会は、金融庁とともにIFIARの設立当初から加盟しています。また、その運営の意思決定機関として2017年に設置された代表理事会にもメンバーとして参加しています。

2017年に東京に開設されたIFIARの事務局とも緊密な連携を保っています。特に2024年に大阪でIFIARの本会合が開催されるため、審査会の事務局長で、IFIARの議長でもある長岡隆さんが、有意義な会合となるよう準備を進めている状況です。

ご質問いただいたテーマについては、現在調整中なので、はっきりしたことは申し上げられません。現在の監査や監督をめぐる環境の変化を踏まえながら検討しています。例えば、監査事務所のガバナンス、あるいはサステナビリティ情報の保証、それからテクノロジーの活用などが考えられるかと思います。

本会合は非公開のため、終了後にプレスリリースを公表します。ぜひ審査会のウェブサイトからご確認いただければと思います。

3. 今後に向けて

◆審査会の課題

町田 審査会の役割に関して、数年先を見た中で最も重要な課題は何でしょうか。

松井 モニタリングでの審査会の役割となると、監査品質の確保・向上です。昨今、上場会社の監査の担い手が、準大手や中小に拡大してきている傾向があります。ですので、上場会社の監査を担う監査事務所全体における監査品質の確

保が最大の課題です。

特に短期的に言えば、品質管理基準が改訂されたので、その定着を促すことが大きなポイントではないかと思います。大手はグローバルとの関係もありますから定着は当然させるのでしょうが、中小に関しては、我々が促していく必要があると考えています。

それから、審査会としてモニタリングを行う優秀な人材を確保・育成していくことは非常に重要な課題です。官僚の方々は1年、2年で変わっていくので、そうした条件を前提として、長期的な視野で優秀な人材を育成していける体制が必要だと思っています。

町田 多くの公的機関同様に、審査会においても人的リソースが不足しているのだろうと想像しています。モニタリングを強化しようにも、一定の人的リソースがないと賄えないかと思います。この問題についてはどうお考えですか。

松井 人が足りないのは我々審査会も同じ状況で、検査官の増員を含め審査会の増員はお願いしているところですが、そう簡単に認められるものでないことは、ご承知の通りかと思います。我々としては、監査品質を確保・向上していくことが、資本市場の活性化、ひいては経済の発展のために不可欠であることを発信し続けることが必要であると思います。

◆日本の監査の課題

町田 松井先生は常勤委員の任期を含めるともう8年近く審査会の業務に携わってこられました。その経験を踏まえて、ここからは個人的な見解で構いませんので、日本の監査に関して今どんな課題があるとお考えでしょうか。

松井 個人的な見解ですが、一番大きな問題は、監査を行う優秀な人材を確保していくことだと思います。公認会計士の数は増えていますが、責任を持って監査を行う人材は増えていません。大手や準大手の経営陣の方と定期的に話をする



機会がありますが、どの法人でも退職率が高いことが悩みの種になっているようです。

どうやって人材を確保し維持していくかですが、若手は法人に入ってくると上司・先輩の働き方を見て、業務の魅力を感じると思います。やはりパートナーの方々が生き活きと仕事をする姿を見せることが必要です。監査事務所としては、そういうふうパートナーが働けるような環境を作り出すことが求められています。

そうなるためには、やはり監査を実施しているパートナーの方々に尊重していただくことが必要です。それには報酬が伴う必要がありますが、報酬を出すには監査報酬を確保しなければなりません。日本の場合、一番多いのはタイムチャージ制で、監査時間×単価で計算します。例えば、大手では専門家を雑用から解放するため、比較的単純な監査業務を実施するセンターを作って、そこで業務を担わせています。ですが、センターのコストをどのように監査報酬にチャージするか、決まっていないのが実情です。

それから、監査事務所はITやAIを活用した監査ツールを開発していますが、開発費をどうチャージしていくのかも不透明なままです。こうしたコストを反映した監査報酬の定め方を決めるところから始めるべきだと思います。

もう一つ付け加えると、品質管理レビューも検査も不備を指摘しますが、その時に監査事務

所には品質向上の機会だと捉えていただきたいのです。少し前の話ですが、ある大手の方に、「分析の実証手をあまりやってないみたいだけど」という話をしたら、「不備が多く指摘されるので、今は推奨していない」と応じられたことがあります。不備が指摘されるからやめるのではなく、改善していくという考え方が必要です。そして、改善されたら、きちんと評価してあげることも必要です。

◆サステナビリティ情報の保証の課題

町田 近い将来、サステナビリティ情報の開示がサステナビリティ基準に基づく報告として制度化されるというのは、現実的な見方だと思います。その際には、開示とともに、情報の保証も求められることになりそうです。

一方で、その保証業務に関する品質管理については、想像が付きません。少なくともそうした保証業務は、公認会計士以外の人たちに対しても開かれるべきという国際的な方針もありますので、非会計士の行う保証業務についても同様の品質管理を求める必要があります。

サステナビリティ情報の保証の制度化、そしてその保証業務に関する品質管理の問題に関しては、どうお考えですか。

松井 既にサステナビリティ情報の開示が有価証券報告書で始まっています。そうすると、次の段階としてその保証の議論が始まるものと我々も思っています。

この保証について国際監査・保証基準審議会 (IAASB) が公開草案を出しましたが、誰が保証するかとなると、ご指摘の通り、現状は公認会計士以外にも保証業務の提供者に含まれる方向です。一体誰が保証するのははっきりしていないので、どう対応するのかも難しく、国際的な動向も見ながら考えていくしかないと思います。

保証についてある程度形が見えてくると、保証の提供者に対する検査、モニタリングの議論が数年後くらいには出てきます。誰がモニタリングを担うのかも議論になりそうです。

サステナビリティ情報の保証業務提供者のモニタリングという問題は、私の後任の人たちの仕事になりますが、難しい課題だと思います。その際、適時適切に対応できるためにも、審査会として、サステナビリティ情報の開示・保証に関する国内外の動向や監査事務所の取組みについて把握・分析するようにしています。

町田 本日は、ありがとうございました。